

長崎県病院企業団監査委員公表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用される同法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 7 年 1 月 6 日

長崎県病院企業団監査委員 松 尾 英 紀
同 松 尾 裕 隆

令和 6 年度実施監査結果

第 1 監査の概要

令和 5 年度における長崎県病院企業団病院事業会計にかかる財務監査（定期監査）を次のとおり実施した。

1 監査の基準 長崎県病院企業団監査基準に準拠して実施

2 監査の種類 財務監査（定期監査）
（地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項）

3 監査の対象 令和 5 年度長崎県病院企業団病院事業会計

（本部、精神医療センター、島原病院、五島中央病院、
奈留医療センター、富江病院、上五島病院、有川医療センター、
奈良尾医療センター、対馬病院、上対馬病院及び壱岐病院

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営が合理的であるか。

5 監査の実施内容

令和 5 年度長崎県病院企業団病院事業会計の財務監査（定期監査）にあたっては、企業団設立の目的に沿って、各病院が経済性の発揮に努め、公共の福祉を増進するよう運営されているかに留意し、監査対象機関から提出された資料を基に、必要な追加の資料提出を求めるとともに、関

係諸帳簿及び証書類の照合等を行い、関係者に説明を求めるなど、慎重に監査を実施した。

なお、監査対象機関、実施時期及び監査にあたった監査委員は下記のとおりである。

対象機関		実施時期	監査委員
本部	1カ所	9月から11月まで	松尾 英紀
病院、診療所	11カ所	7月から11月まで	松尾 裕隆

第2 監査の結果

1 審査意見

(1) 総括

事業の管理及び財務会計事務の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事業管理及び事務執行に努める必要がある。

特に、病院経営については、下記(2)①のとおり、抜本的な経営改善対策が必要になっていると考えられる。

(2) 個別事項

① 病院経営について

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行し、国や県の対策補助金も削減されるなど、病院経営にとって大きな転換点となる年となった。

コロナが発生した令和元年度前後での患者数等の推移を見ると、コロナ後に大きく減少した患者数は、令和5年度になってもコロナ以前の水準に回復していない施設がほとんどとなっている。

このことは、もう1年動向を見極める必要があると思われるが、コロナ禍により患者の受療動向に構造的な変化が生じていると捉えるべきであろう。

また、コロナ禍によって見えづらくなっていた患者数の減少要因として、人口減少や看護師等の人材不足による影響、地域における要介護者等の受入体制の不足、医療需要の変化等が、より顕在化して結果として表れてき

ていると言える（P 7～10 参照）。

このような中、令和5年度における病院企業団の経営状況は、経常損益及び純損益において令和元年度以来4期ぶりの赤字決算（経常損益：▲1,297,570千円、純損益：▲1,356,180千円）となるなど、非常に厳しい経営状況に直面している。特に、病院企業団の本業部分である医業損益については、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2年度以降年々悪化する傾向にあり、令和5年度においては、病院企業団発足以降、最も厳しい赤字額（医業損益：▲5,558,851千円）となった。

病院企業団が病院経営を担っている島原半島地域や離島地域においては、さらに急速な人口減少や少子・高齢化の進行が予想されるとともに、特に離島では医療需要そのものが減少に向かっている。

以上のような状況を踏まえると、今後も大きな患者数の増加は見込み難い状況となっており、今後、病院企業団が地域に必要とされる医療を継続的に提供していくためには、抜本的な経営改善対策が必要になっていると考えられる。

対策の視点としては、地域の医療機関との役割分担や連携、介護・福祉施設や施策との連携をさらに強化するとともに、医療需要の変化に的確に対応すること、良質な医療を提供することによる収益の確保（維持、増加）と収益に見合った費用削減策を各部門が徹底して検討することが肝要であり、さらにはDXなど経営効率化に向けた対策にも積極的に取り組むべきである。

なお、こうした取組にあたっては、職員の意識改革への取組みを強化するとともに、提供する医療の機能や規模、医療圏域ごとの経営環境が施設ごとに異なることから、各施設が課題分析を行い改善に向けた取組を計画することが基本であるものの、一病院だけの問題ではなく、企業団全体の課題として捉え、企業団本部がより一層主体性を持って、全病院と一致団結して効果ある対策を検討し進めるべきである。

② 郷診郷創への取組の推進について

病院企業団では、地域内で治療可能な疾患については、地域内で受診していただけるよう、「郷診郷創（地域での受診が地域を創る）」のスローガンを掲げて行政と一体となった取組を進めている。人口減少が急速に進み、病院企業団の経営状況が悪化傾向にある中、その取組はこれまで以上に重要になるものと考えられる。

地域に信頼され住民から選ばれる病院となるためには、各施設で実施している患者満足度調査の有効活用を図り、その満足度をさらに高め、魅力ある病院づくりに取り組むと同時に、医療技術の向上をはじめとする各病院の創意工夫ある取組や、経営の実態などを普段から積極的に広報し、地域内での受診が地域の病院を支えるということをご理解していただけるよう努力することが重要である。

また、特に離島地域の病院や附属診療所においては、患者ニーズを把握し、住民の健康に寄与していくために、引き続き行政と協働して、健康診断を積極的に進めていくべきである。

③ 未収金対策について

当年度末の過年度未収金（補助金等を除く患者未収金）は、総額85,516千円となり、前年度に比べ3,675千円の増加（対前年度比4.5%増）となった。各施設による回収（8,215千円）や不納欠損による整理（4,407千円）が進められた一方、新規の未収金が増加（16,296千円）したものである。

未収金の回収状況については、各施設において大きな差が見られ、未収金残高が前年度末より2,000千円以上減少している施設がある一方、残高が5,000千円以上増加している施設もあり、今後、企業団全体として未収金のさらなる縮減を図るためには、翌年度の過年度未収金につながる現年度未収金を含め、全施設が発生直後の回収に特に注力し、回収に有効な訪問徴収などの計画的な取組を徹底して行うなど、これまで以上に未収金の適正な管理、回収に努める必要がある。

また、各施設の未収金の内訳を見ると、未収金残高の大きな債務者が回収困難なケースに該当し、未収金縮減の障壁の一つとなっているパターンが複数見受けられる。そのため、分割納付の積極的な活用や連帯保証人への請求など、個々の債務者の状況に応じた対策についても引き続き積極的に取り組む必要がある。

なお、債務者の所在が不明であるなど回収の見込みがない未収金については、引き続き不納欠損の事務処理を速やかに進め、未収金の整理に努める必要がある。

④ 後発医薬品の使用促進について

後発医薬品については、国は令和3年6月の閣議決定において、後発医薬品の数量シェアを、令和5年度末までに80%以上にする普及目標を示

すとともに、令和6年3月には、その目標値を令和11年度末まで継続することを公表した。

当企業団の後発医薬品の採用状況は、令和5年度は85%以上とする目標値を設定し、企業団一体となって取り組んだが、その実績は数量ベースで73.7%（前年度数量ベース74.5%）となり目標を達成できなかった。

前年度と比較して、新たに目標を達成した病院や、ほぼ目標値に近づいた病院がある一方で、採用率が低調な病院もあることから、今後の経営改善も見据えつつ、目標の達成に向けて、なお一層の取組強化を図る必要がある。

⑤ 事務処理の適正化について

各病院の会計処理や各種契約をはじめとする事務処理については、改善も見受けられるものの、依然として同じ過ちや軽微な誤りが散見されるとともに、一部には不適切な取扱も見受けられる。各病院においては、過去の誤りや、監査における指摘・指導事項、入札・契約事務マニュアル等を十分確認のうえ事務処理を進めるとともに、上司による事務処理の確実なチェックなど、適正化に向けた取組を徹底する必要がある。また、企業団本部においては、引き続き各種会議等を通じて、監査における指摘・指導事項等の改善、周知徹底を図るべきである。

物品購入等の契約事務について、各病院においては、その内容や地域性から業者選定、予定価格設定等に苦慮する事例も見受けられる。特に離島においては、医療機器の入札に関し、競争入札を行っているにも関わらず応札者が少なく、競争性が十分に発揮されているとは言い難い。今後とも、できる限り多くの業者が参加できるような発注方法の検討を進める必要がある。

⑥ 職員の公金着服事件について

令和5年11月、有川医療センターの職員がセンター内の金庫に保管されていた現金を着服する事件が発生した。病院企業団において、こうした職員による公金着服事件が発生するのは、平成26年6月に上五島病院で発生した事件以来2度目となる。

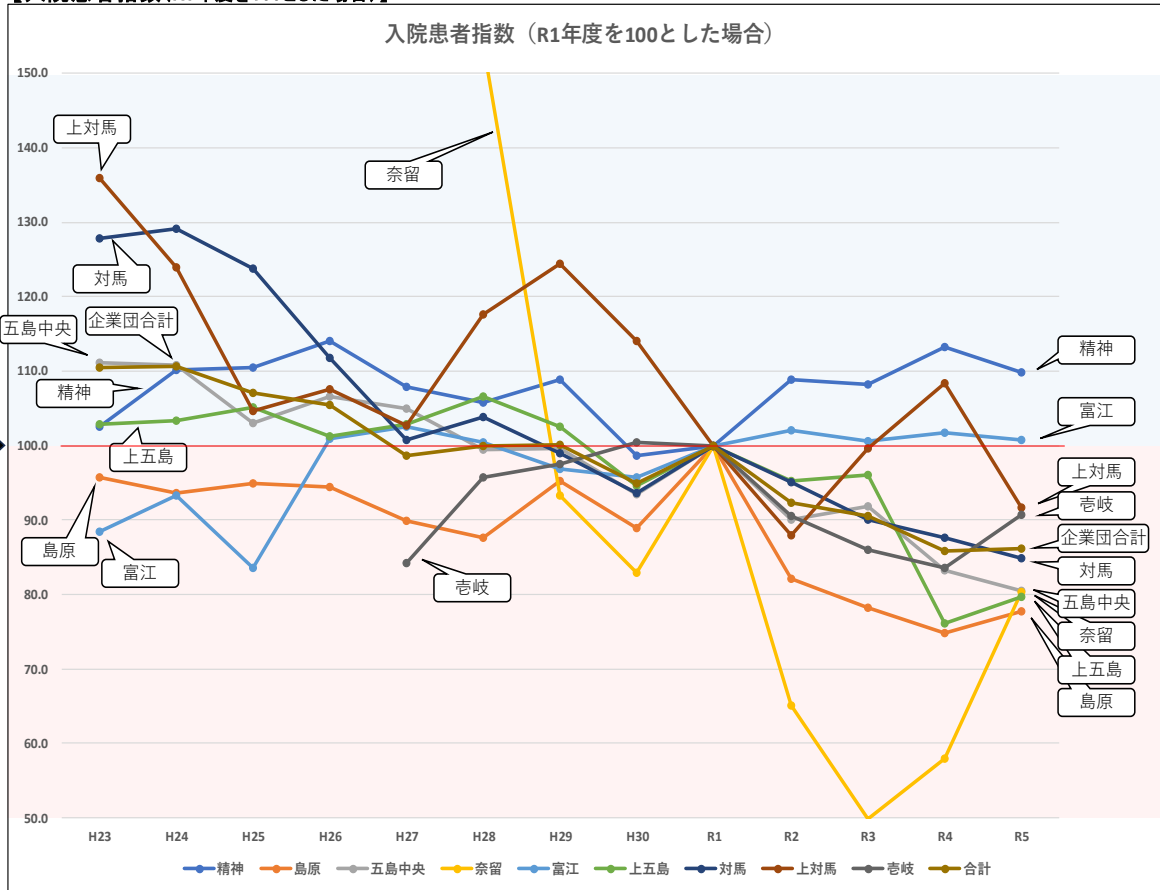
今回の事件発生後、病院企業団においては、全職員を対象としたコンプライアンスにかかる職場ミーティングを実施するとともに、各種会議にお

いて繰り返し注意喚起を図ったほか、令和6年6月には、今後の再発防止対策として、公金等の適切な管理方法や行動等を示した基本指針、及び業務マニュアルを策定し、その徹底を通知している。

今年度の定期監査においては、こうした指針やマニュアルに沿った取組状況について、各施設に事前の自己点検を求め、本部職員とともに、その自己点検の結果や現金の保管状況等について現地確認を行ったところである。

定期監査の結果、各施設における現金の管理体制については、概ね適切に対応されていたが、施設によってはマニュアルの整備や未然防止策に改善が必要なものや、定期的な研修が実施できていない等の課題もあり、今後、速やかに課題解決に取り組むとともに、本件によって損なわれた県民の信頼を回復するため、病院企業団全体として、三度このような不祥事を起こさせない体制づくりに継続的に取り組む必要がある。

【入院患者指数(R1年度を100とした場合)】



【延入院患者数】

(単位:人)

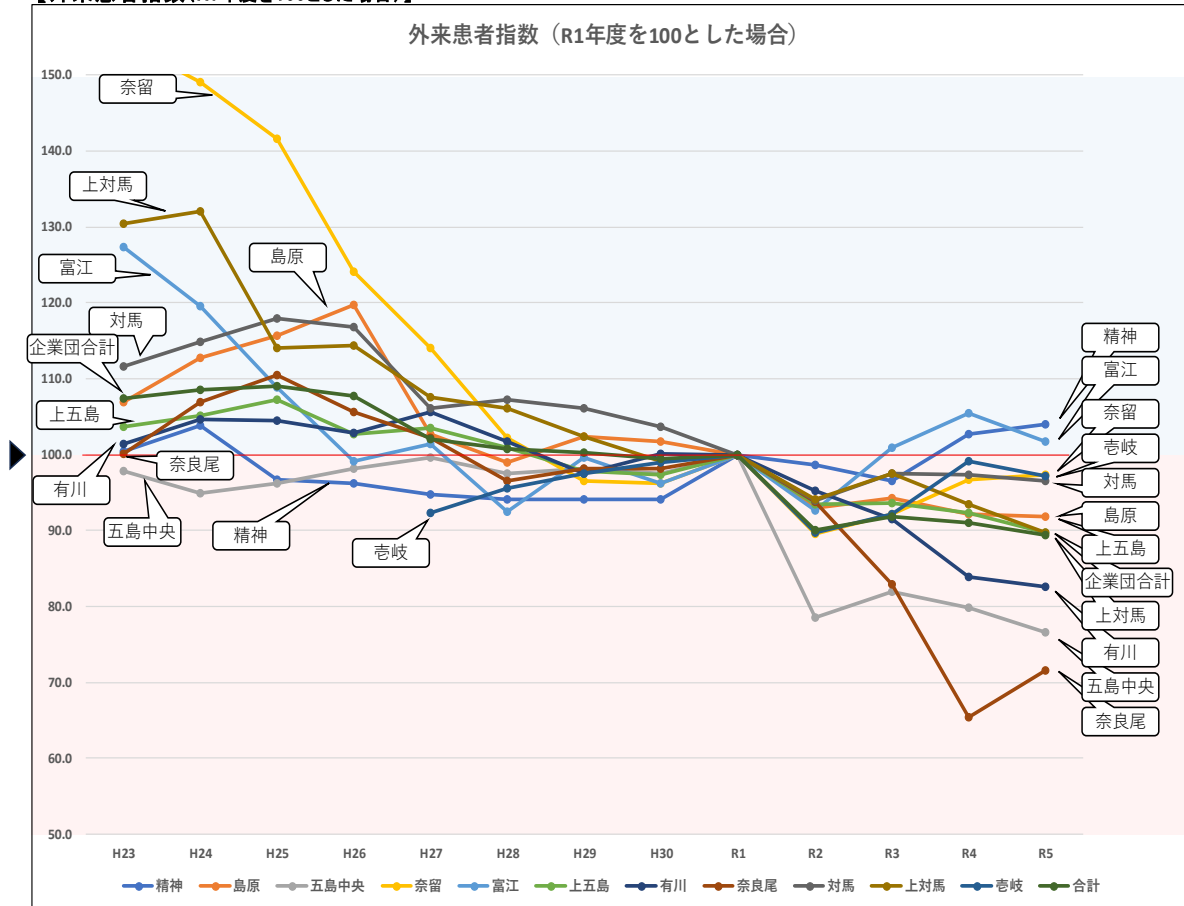
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
精神	38,020	40,884	41,006	42,326	40,045	39,269	40,369	36,623	37,105	40,421	40,164	41,992	40,758
島原	75,847	74,248	75,270	74,915	71,243	69,487	75,399	70,408	79,240	65,077	62,007	59,359	61,664
五島中央	79,465	79,231	73,664	76,207	75,044	71,103	71,210	66,826	71,459	64,355	65,647	59,453	57,548
奈留	8,701	7,338	6,976	5,558	4,428	4,142	2,508	2,229	2,689	1,750	1,342	1,556	2,163
富江	16,913	17,857	16,006	19,329	19,634	19,208	18,550	18,319	19,135	19,526	19,251	19,480	19,265
上五島	55,660	55,956	56,964	54,831	55,704	57,745	55,545	51,254	54,160	51,598	52,031	41,200	43,139
対馬	100,433	101,560	97,252	87,893	79,227	81,655	77,804	73,653	78,586	74,702	70,741	68,937	66,686
上対馬	17,412	15,872	13,410	13,773	13,147	15,051	15,930	14,605	12,802	11,248	12,763	13,878	11,738
壱岐	-	-	-	-	49,633	56,377	57,424	59,161	58,890	53,360	50,626	49,257	53,385
合計	392,451	392,946	380,548	374,832	408,105	414,037	414,739	393,078	414,066	382,037	374,572	355,112	356,346

【入院患者指数】(R1年度を100とした場合)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
精神	102.5	110.2	110.5	114.1	107.9	105.8	108.8	98.7	100.0	108.9	108.2	113.2	109.8
島原	95.7	93.7	95.0	94.5	89.9	87.7	95.2	88.9	100.0	82.1	78.3	74.9	77.8
五島中央	111.2	110.9	103.1	106.6	105.0	99.5	99.7	93.5	100.0	90.1	91.9	83.2	80.5
奈留	323.6	272.9	259.4	206.7	164.7	154.0	93.3	82.9	100.0	65.1	49.9	57.9	80.4
富江	88.4	93.3	83.6	101.0	102.6	100.4	96.9	95.7	100.0	102.0	100.6	101.8	100.7
上五島	102.8	103.3	105.2	101.2	102.9	106.6	102.6	94.6	100.0	95.3	96.1	76.1	79.7
対馬	127.8	129.2	123.8	111.8	100.8	103.9	99.0	93.7	100.0	95.1	90.0	87.7	84.9
上対馬	136.0	124.0	104.7	107.6	102.7	117.6	124.4	114.1	100.0	87.9	99.7	108.4	91.7
壱岐	-	-	-	-	84.3	95.7	97.5	100.5	100.0	90.6	86.0	83.6	90.7
合計	110.5	110.6	107.1	105.5	98.6	100.0	100.2	94.9	100.0	92.3	90.5	85.8	86.1

※合計欄: H23~H26は壱岐病院を除いた合計との比較

【外来患者指数(R1年度を100とした場合)】

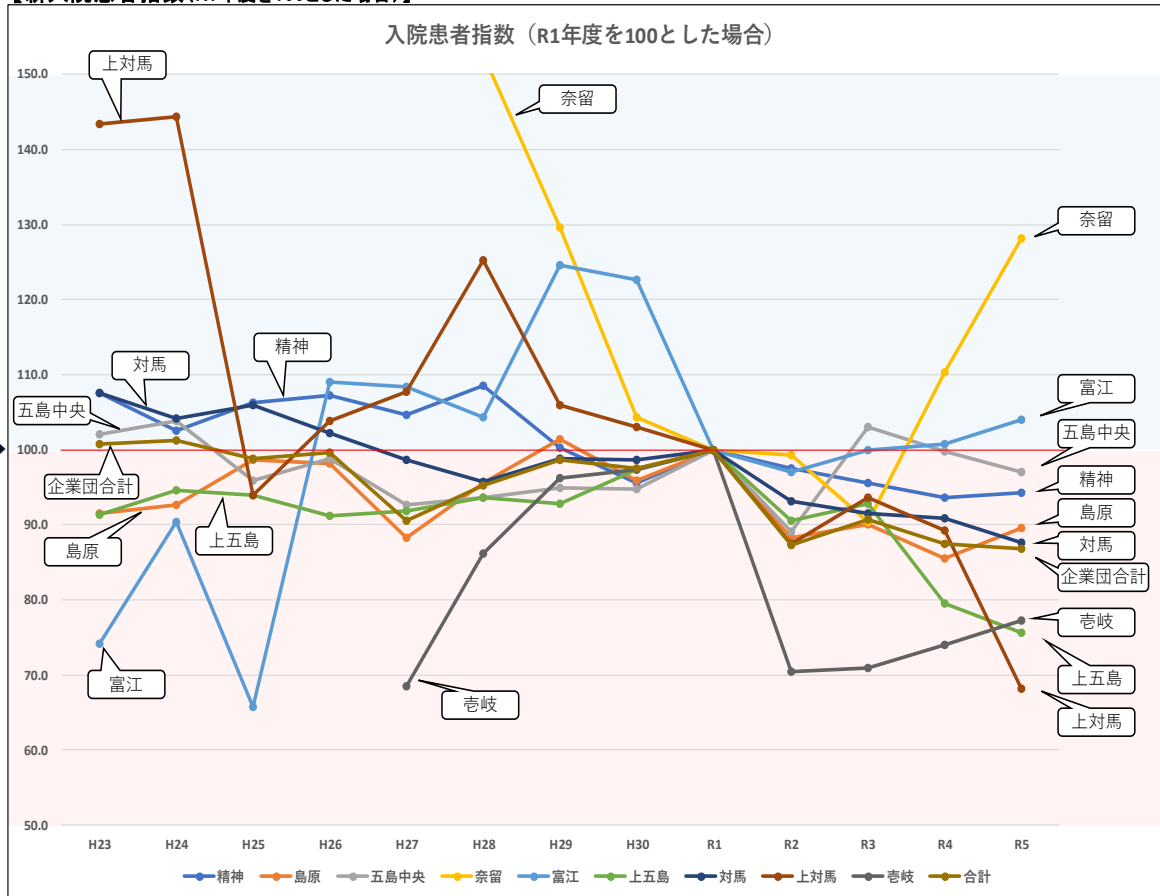


	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
精神	14,169	14,641	13,627	13,574	13,340	13,262	13,256	13,277	14,094	13,890	13,619	14,468	14,663
島原	63,106	66,443	68,234	70,635	60,577	58,384	60,398	59,982	58,974	54,835	55,601	54,321	54,191
五島中央	145,236	140,967	142,841	145,858	147,882	144,905	145,832	144,829	148,463	116,527	121,518	118,500	113,780
奈留	21,228	20,485	19,460	17,053	15,671	14,043	13,269	13,213	13,738	12,298	12,650	13,289	13,363
富江	21,903	20,565	18,723	17,029	17,431	15,896	17,127	16,534	17,188	15,941	17,362	18,138	17,504
上五島	128,295	130,179	132,604	126,979	128,173	124,881	121,071	120,345	123,699	115,564	115,778	114,330	111,005
有川	32,789	33,870	33,791	33,294	34,187	32,924	31,586	32,388	32,350	30,797	29,613	27,143	26,716
奈良尾	23,330	24,892	25,719	24,585	23,799	22,486	22,838	22,870	23,282	21,832	19,330	15,237	16,640
対馬	181,709	186,866	191,758	189,981	172,560	174,386	172,693	168,698	162,661	152,803	158,661	158,293	157,143
上対馬	37,475	37,903	32,748	32,849	30,881	30,457	29,402	28,466	28,712	27,028	28,032	26,830	25,785
杵岐	-	-	-	-	79,205	81,952	83,580	84,803	85,691	76,940	79,011	84,910	83,274
合計	669,240	676,811	679,505	671,837	723,706	713,578	711,052	705,405	708,852	638,455	651,175	645,459	634,064

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
精神	100.5	103.9	96.7	96.3	94.7	94.1	94.1	94.2	100.0	98.6	96.6	102.7	104.0
島原	107.0	112.7	115.7	119.8	102.7	99.0	102.4	101.7	100.0	93.0	94.3	92.1	91.9
五島中央	97.8	95.0	96.2	98.2	99.6	97.6	98.2	97.6	100.0	78.5	81.9	79.8	76.6
奈留	154.5	149.1	141.7	124.1	114.1	102.2	96.6	96.2	100.0	89.5	92.1	96.7	97.3
富江	127.4	119.6	108.9	99.1	101.4	92.5	99.6	96.2	100.0	92.7	101.0	105.5	101.8
上五島	103.7	105.2	107.2	102.7	103.6	101.0	97.9	97.3	100.0	93.4	93.6	92.4	89.7
有川	101.4	104.7	104.5	102.9	105.7	101.8	97.6	100.1	100.0	95.2	91.5	83.9	82.6
奈良尾	100.2	106.9	110.5	105.6	102.2	96.6	98.1	98.2	100.0	93.8	83.0	65.4	71.5
対馬	111.7	114.9	117.9	116.8	106.1	107.2	106.2	103.7	100.0	93.9	97.5	97.3	96.6
上対馬	130.5	132.0	114.1	114.4	107.6	106.1	102.4	99.1	100.0	94.1	97.6	93.4	89.8
杵岐	-	-	-	-	92.4	95.6	97.5	99.0	100.0	89.8	92.2	99.1	97.2
合計	107.4	108.6	109.0	107.8	102.1	100.7	100.3	99.5	100.0	90.1	91.9	91.1	89.4

※合計欄: H23～H26は杵岐病院を除いた合計との比較

【新入院患者指数(R1年度を100とした場合)】



【新入院患者数】

(単位:人)

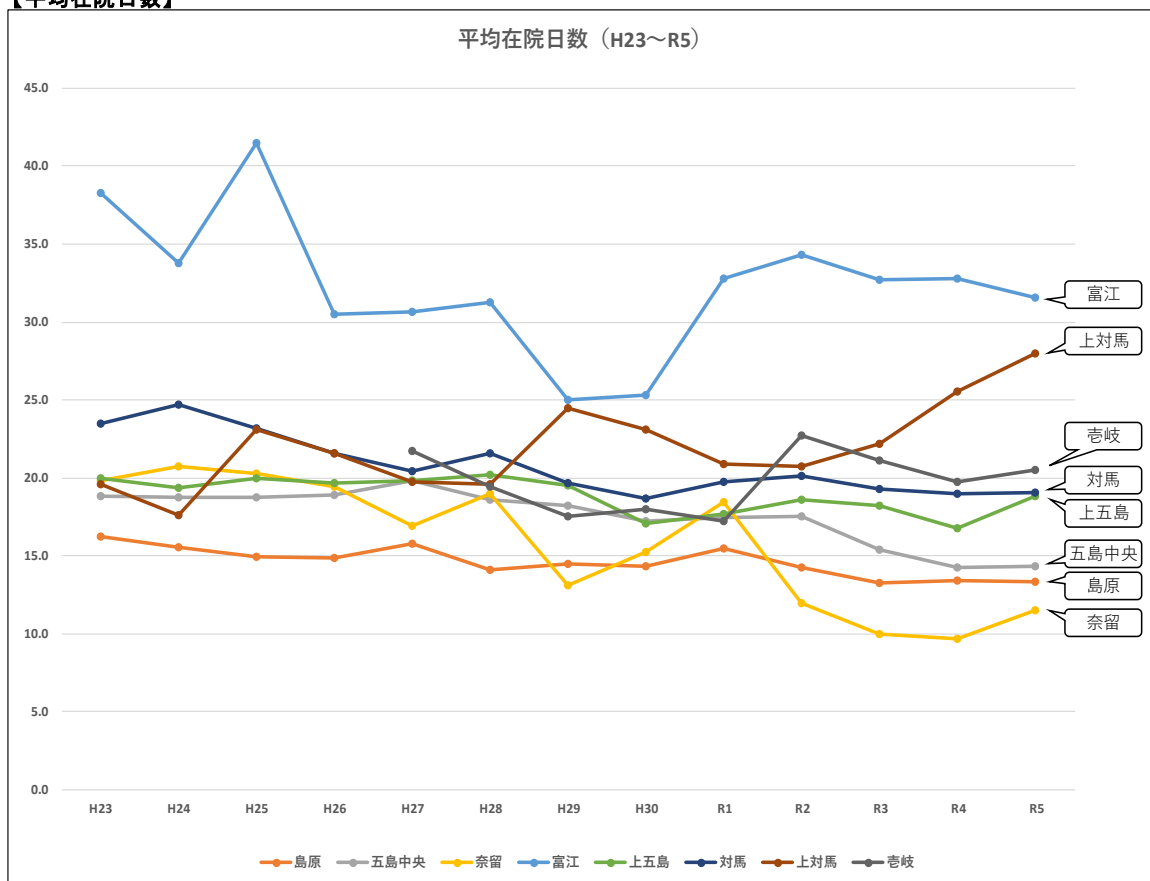
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
精神	340	324	336	339	331	343	317	302	316	308	302	296	298
島原	4,406	4,456	4,746	4,722	4,246	4,599	4,876	4,612	4,810	4,245	4,330	4,113	4,305
五島中央	3,966	4,030	3,723	3,840	3,596	3,635	3,689	3,679	3,884	3,462	4,003	3,876	3,773
奈留	411	338	325	269	248	206	175	141	135	134	122	149	173
富江	423	515	375	622	618	595	710	699	570	553	570	574	593
上五島	2,655	2,748	2,729	2,649	2,672	2,724	2,697	2,828	2,906	2,631	2,701	2,309	2,197
対馬	4,085	3,953	4,024	3,879	3,747	3,635	3,755	3,742	3,796	3,535	3,478	3,452	3,327
上対馬	843	849	552	611	634	736	623	606	588	514	551	525	401
杵岐	-	-	-	-	2,202	2,767	3,092	3,127	3,213	2,263	2,281	2,377	2,485
合計	17,129	17,213	16,810	16,931	18,294	19,240	19,934	19,736	20,218	17,645	18,338	17,671	17,552

【新入院患者指数】(R1年度を100とした場合)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
精神	107.6	102.5	106.3	107.3	104.7	108.5	100.3	95.6	100.0	97.5	95.6	93.7	94.3
島原	91.6	92.6	98.7	98.2	88.3	95.6	101.4	95.9	100.0	88.3	90.0	85.5	89.5
五島中央	102.1	103.8	95.9	98.9	92.6	93.6	95.0	94.7	100.0	89.1	103.1	99.8	97.1
奈留	304.4	250.4	240.7	199.3	183.7	152.6	129.6	104.4	100.0	99.3	90.4	110.4	128.1
富江	74.2	90.4	65.8	109.1	108.4	104.4	124.6	122.6	100.0	97.0	100.0	100.7	104.0
上五島	91.4	94.6	93.9	91.2	91.9	93.7	92.8	97.3	100.0	90.5	92.9	79.5	75.6
対馬	107.6	104.1	106.0	102.2	98.7	95.8	98.9	98.6	100.0	93.1	91.6	90.9	87.6
上対馬	143.4	144.4	93.9	103.9	107.8	125.2	106.0	103.1	100.0	87.4	93.7	89.3	68.2
杵岐	-	-	-	-	68.5	86.1	96.2	97.3	100.0	70.4	71.0	74.0	77.3
合計	100.7	101.2	98.9	99.6	90.5	95.2	98.6	97.6	100.0	87.3	90.7	87.4	86.8

※合計欄: H23~H26は杵岐病院を除いた合計との比較

【平均在院日数】



※精神医療センターはグラフから除外

【平均在院日数】

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
精神	111.3	125.6	122.9	121.3	119.4	115.2	123.4	119.5	119.5	132.6	128.3	143.6	135.3
島原	16.2	15.6	14.9	14.9	15.8	14.1	14.5	14.3	15.5	14.3	13.3	13.4	13.4
五島中央	18.9	18.7	18.7	18.9	19.8	18.6	18.2	17.2	17.4	17.5	15.4	14.3	14.3
奈留	19.9	20.7	20.3	19.4	16.9	19.0	13.1	15.2	18.5	12.0	10.0	9.7	11.5
富江	38.3	33.8	41.5	30.5	30.6	31.3	25.0	25.3	32.8	34.3	32.7	32.8	31.6
上五島	20.0	19.3	20.0	19.7	19.8	20.2	19.5	17.1	17.7	18.6	18.2	16.7	18.8
対馬	23.5	24.7	23.2	21.5	20.4	21.6	19.6	18.7	19.7	20.2	19.3	19.0	19.0
上対馬	19.6	17.6	23.1	21.6	19.7	19.6	24.5	23.1	20.9	20.7	22.2	25.6	28.0
吾岐	-	-	-	-	21.7	19.4	17.5	18.0	17.2	22.7	21.1	19.8	20.5
合計	21.8	21.8	21.7	21.1	21.4	20.6	19.7	18.9	19.5	20.6	19.4	19.1	19.4
合計(精神除く)	20.0	19.8	19.6	19.0	19.5	18.9	18.0	17.4	17.9	18.7	17.5	17.0	17.3

【平均在院日数】(R1年度を100とした場合)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
精神	93.2	105.1	102.8	101.5	99.9	96.4	103.3	100.0	100.0	111.0	107.4	120.1	113.2
島原	105.1	100.6	96.6	96.1	102.1	90.9	93.5	92.4	100.0	92.4	85.9	86.8	86.4
五島中央	108.2	107.5	107.6	108.4	113.7	106.7	104.5	98.6	100.0	100.6	88.5	81.8	82.2
奈留	107.5	112.2	109.9	105.2	91.7	102.9	70.8	82.5	100.0	64.8	53.9	52.4	62.1
富江	116.6	102.9	126.5	93.0	93.4	95.2	76.2	77.2	100.0	104.5	99.8	100.0	96.2
上五島	113.0	109.4	112.9	111.2	112.2	114.4	110.5	96.7	100.0	105.0	103.1	94.7	106.5
対馬	119.0	125.1	117.6	109.3	103.5	109.5	99.6	94.8	100.0	102.3	97.7	96.2	96.6
上対馬	94.0	84.2	110.7	103.3	94.5	93.7	117.2	110.6	100.0	99.2	106.3	122.5	134.2
吾岐	-	-	-	-	126.0	112.7	101.7	104.2	100.0	131.7	122.6	114.7	119.0
合計	112.0	111.9	111.2	108.3	109.7	105.5	101.3	97.2	100.0	105.9	99.5	97.9	99.3
合計(精神除く)	111.7	110.5	109.4	106.1	109.0	105.1	100.5	96.8	100.0	104.1	97.6	94.7	96.7

※合計欄: H23~H26は吾岐病院を除いた合計との比較

2 指摘事項

以下のとおり、是正・改善及び留意を要する事項が認められたので、より適正な執行を図られたい。

【精神医療センター】

1. 未収金について

令和5年度末における過年度未収金（補助金等を除く患者未収金）は、10,233,745円で、前年度末と比較して約37万円の増加である。発生直後の回収には特に注力し、回収に有効な訪問徴収などの計画的な取組を徹底して行うなどして、これまで以上に未収金の適正な管理、回収に努め、新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。

2. 契約関係について

温冷配膳車、公用車の契約保証金免除手続きについて、財務規程148条8号を適用し免除としていたものの、同条項は「競争入札に適さない」契約の際に適用するものであり、本事例では財務規程148条第3号の規定に基づき適切に対応すること。

委託契約書の作成について、令和2年4月の民法改正に対応していない契約書を使用している事例があったため、適切に対応すること。

3. 人事について

会計年度任用職員の採用（更新）にあたり、宣誓書を徴していなかったため、適切に処理すること。

会計年度任用職員の労働条件通知書において、無給休暇の一つとして産前・産後休暇が記載されているため、会計年度任用職員設置要綱の内容と一致させること。

4. 給与について

通勤手当について、届出が事実の生じた日から15日を経過してなされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月から支給開始となること、届出を受理した日の属する月から支給していたため、適切に処理すること。

【島原病院】

1. 未収金について

令和5年度末における過年度未収金（補助金等を除く患者未収金）は、9,140,963円で、前年度末と比較して約90万円の減少である。引き続き、新たな未収金の発生を抑制するとともに、未収金の回収に努めること。

2. 人事関係について

会計年度任用職員の採用（更新）において、年休付与日数が誤っている事例があったため、適切に処理すること。

3. 服務関係について

営利企業等従事許可申請において、報酬受取について「有」とだけ書かれており、報酬額の記載がない状態で許可を行っているが、職員の職との間に特別な利害関係がないか等を判断する材料となるため、適切に記載してあることを確認のうえ許可すること。

【五島中央病院】

1. 未収金について

令和5年度末における過年度未収金（補助金等を除く患者未収金）は、12,617,807円で、前年度末と比較して約205万円の増加である。発生直後の回収には特に注力し、回収に有効な訪問徴収などの計画的な取組を徹底して行うなどして、これまで以上に未収金の適正な管理、回収に努め、新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。

2. 服務について

会計年度任用職員の年休付与日数について、五島中央病院会計年度任用職員設置要綱に規定されている内容と異なっているため、同要綱に基づき付与すること。

【五島中央病院附属診療所奈留医療センター】

1. 未収金について

令和5年度末における過年度未収金（補助金等を除く患者未収金）は、586,607円で、前年度末と比較して約28万円減少しているものの、個人

別の未収金管理簿が作成されていない。この管理簿については、現在情報を整理中であるとのことであるが、速やかに整理のうえ未収金の解消に努めること。

2. 契約関係について

修繕における1者随意契約について、随意契約検討シートの作成がない事例があった（生化学自動分析装置）。1者随意契約の場合、予定価格が30万円を超えるもの（物品購入、委託の場合は3万円を超えるもの）は随意契約検討シートの作成が必要であるため、漏れなく作成すること。

薬品費の支払いにおいて、請求書受理後15日を超えてから支払いされているものがあるため（4月12日に受理した請求書を5月31日に支払）、請求書受理後は迅速に支払いを行うようにすること。（支払遅延防止法上、支払時期を書面により約定しない場合は15日以内に支払うこととなっている。）

3. 服務について

年次休暇について、年5日取得できていない者がいるため、労働基準法等に則って適切に対応すること。

【富江病院】

1. 未収金について

令和5年度末における過年度未収金（補助金等を除く患者未収金）は、111,530円で、前年度末と比較して約26万円の減少である。引き続き、新たな未収金の発生を抑制するとともに、未収金の回収に努めること。

2. 契約関係について

医療消耗備品、消耗備品における1者随意契約について、施行伺いに1者とする理由の記載はあったが、随意契約検討シートの作成がない事例があった（簡易血中乳酸測定器、ゴミステーション）。1者随意契約の場合、予定価格が30万円を超えるもの（物品購入、委託の場合は3万円を超えるもの）は随意契約検討シートの作成が必要であるため、漏れなく対応すること。

画像読取装置保守委託について、契約書の締結日が修正されているが、修正方法が不適當（修正テープで対応されていた）であったため、適切に処理すること。

契約相手方から示された契約書を使用して契約を行う場合（特に小規模企業と契約する場合）、必要な契約条項の確認等を行ったうえで、適切な内容に基づき契約すること。

3. 人事について

会計年度任用職員の採用（更新）時において、辞令の文言が「委嘱する」となっている。昨年度も同様の指摘を行っており、本部の様式等を参考にし、確實かつ適切に処理すること。

4. 服務について

年次休暇について、年5日取得できていない者がいるため、労働基準法等に則って適切に対応すること。

【上五島病院】

1. 未収金について

令和5年度末における過年度未収金（補助金等を除く患者未収金）は、2,731,553円で、前年度末と比較して約88万円の減少である。引き続き、新たな未収金の発生を抑制するとともに、未収金の回収に努めること。

2. 契約関係について

100万円以上の固定資産の購入について、検収調書が作成されていない事例があったため、漏れなく検収調書の作成を行うこと。

契約金額に即した適切な収入印紙を漏れなく貼付すること。

電子カルテの保守契約に関する事務手続きが行われておらず、契約書の締結がないまま支出が行われている。契約事務について適切に手続きを行うこと。

単価契約における予定価格の積算においては、本来、「契約期間中の支出予定額＝予定価格」であり、予定価格が100万円を超える場合には、予定価格調書の作成が省略できないにも関わらず、予定価格調書を作成していないケースがあった。予定価格の積算においては契約期間中の総支出予定額を予定価格とし、財務規程に基づき適切に事務処理を行うこと。

3. 服務について

会計年度任用職員の労働条件通知書において、年休付与日が「長崎県上五島病院会計年度任用職員設置要綱」の規程と異なるため、要綱に基づき適正に処理すること。

【上五島病院附属診療所有川医療センター】

1. 契約関係について

100万円以上の固定資産の購入について、検収調書が作成されていない事例があったため、漏れなく検収調書の作成を行うこと。

固定資産の入札について、設計価格と予定価格が異なり、予定価格の積算根拠が不明確な事例があったため、予定価格の積算根拠については漏れなく明確にしておくこと。

電子カルテの保守契約に関する事務手続きが行われておらず、契約書の締結がないまま支出が行われている。契約事務について適切に手続きを行うこと。

単価契約における予定価格の積算においては、本来、「契約期間中の支出予定額＝予定価格」であり、予定価格が100万円を超える場合には、予定価格調書の作成が省略できないにも関わらず、予定価格調書を作成していないケースがあった。予定価格の積算においては契約期間中の総支出予定額を予定価格とし、財務規程に基づき適切に事務処理を行うこと。

2. 給与について

パートタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当について、7時間4

5分を超えない時間の支給割合を100/100とすべきところを125/100としている月があったため、適切に処理すること。

【上五島病院附属診療所奈良尾医療センター】

1. 契約関係について

財務規程第148条第3号の規定に基づき契約保証金を免除する場合には、2件以上の同種・同規模の履行証明実績を漏れなく確認すること。

単価契約にて伺文書に記載されている契約額が単価の総計となっており、予定数量が考慮されていない。単価契約を行う際は、契約期間中の支出予定額の積算を示したうえで、財務規程に基づき適切に事務処理を行うこと。

電子カルテの保守契約に関する事務手続きが行われておらず、契約書の締結がないまま支出が行われている。契約事務について適切に手続きを行うこと。

2. 服務について

年休及び夏季休暇を取得していない職員がいるため、年休の取得促進に努めること。

【対馬病院】

1. 未収金について

令和5年度末における過年度未収金(補助金等を除く患者未収金)は、35,518,593円で、前年度末と比較して約598万円の増加である。発生直後の回収には特に注力し、回収に有効な訪問徴収などの計画的な取組を徹底して行うなどして、これまで以上に未収金の適正な管理、回収に努め、新たな未収金を抑制し、未収金の減少に努めること。

2. 契約関係について

人工呼吸器保守業務委託について、契約額100万円以上であるが契約書が作成されていなかったため、契約書(または請書、承諾書)の作成を行うこと。

定期ワックス塗布業務委託について、「契約の目的又は性質上その他やむを得ない理由により相手方が特定される」ものとして1者随意契約を行っているが、その理由として「島内での実績、知識・経験を有する」ことを挙げており「やむを得ない理由」として認められない。やむを得ない理由とする根拠があればそれを記載し、なければ一般競争入札等適切な選定方法にて実施すること。

単価契約における予定価格の積算においては、「契約期間中の支出予定額＝予定価格」であり、予定価格が100万円を超える場合には、予定価格調書の作成が省略できないにも関わらず、予定価格調書を作成していないケース（白衣等洗濯業務委託）があった。予定価格の積算においては契約期間中の総支出予定額を予定価格とし、財務規程に基づき適切に事務処理を行うこと。

契約書記載事項（遅延損害金、契約期間）の記載がない契約書が数件あったため、漏れなく適切に処理すること。

消耗備品等の購入において、予定価格が3万円以上にも関わらず、見積を1者しか徴取していないケースが多数見受けられた。3万円以上の物品の購入については、財務規程第140条の規定により、2者以上の見積書を徴求する必要があるため、今後適切に処理すること。

3. 人事について

会計年度任用職員の労働条件通知書において、子の看護のための休暇が無給休暇となっている（R6.1月より有給）ため、会計年度任用職員設置要綱の内容と一致させること。

会計年度任用職員において、欠格条項についての申立書を徴取していないため、適切に処理すること。

4. 服務について

会計年度任用職員の年休付与日数について、対馬病院会計年度任用職員設置要綱に規定されている内容と異なっているため、対馬病院会計年度任用職員設置要綱に基づき付与すること。

【上対馬病院】

1. 契約関係について

1者随意契約について、随意契約検討シートの作成がない事例があった。1者随意契約の場合、予定価格が30万円を超えるもの（物品購入、委託の場合は3万円を超えるもの）は随意契約検討シートの作成が必要であるため、漏れなく作成すること。

検査保守業務委託について、誤った遅延利息が設定されているため、適切に処理すること。

2. 人事について

会計年度任用職員の労働条件通知書において、子の看護のための休暇が無給休暇となっている（R6.1月より有給）ため、会計年度任用職員設置要綱の内容と一致させること。

3. 服務について

上対馬病院における会計年度任用職員設置要綱について本部との取扱いが異なっているため、本部の様式等を参考に、適切に処理すること。

【壱岐病院】

1. 未収金について

令和5年度末における過年度未収金（補助金等を除く患者未収金）は、14,575,286円で、前年度末と比較して約241万円の減少である。引き続き、新たな未収金の発生を抑制するとともに、未収金の回収に努めること。

2. 契約関係について

単価契約における予定価格の積算においては、「契約期間中の支出予定額＝予定価格」であり、予定価格が100万円を超える場合には、予定価格調書の作成が省略できないにも関わらず、予定価格調書を作成していないケース（交通誘導警備業務委託）があった。予定価格の積算においては契約期間中の総支出予定額を予定価格とし、財務規程に基づき適切に事務処理を行うこと。

3. 出納取扱金融機関関係について

現金払込書と、実際の入金額に相違があったため、錯誤が発生しないよう確認を徹底し、適切に処理すること。

4. 給与について

時間外勤務手当について、月60時間を超える時間の支給割合を割増ししていないため、適切に処理すること。

3 指導事項

軽易な事項について、その都度当該機関に指導を行った。

・精神医療センター	3件
・島原病院	3件
・五島中央病院	2件
・奈留医療センター	7件
・富江病院	4件
・上五島病院	9件
・有川医療センター	7件
・奈良尾医療センター	6件
・対馬病院	5件
・上対馬病院	7件
・壱岐病院	4件
・本部・共通	3件

第 3 長崎県病院企業団基金運用状況

1 監査の対象

令和 5 年度長崎県の離島医療を担う人材育成基金及び長崎県病院企業団応援寄附基金

2 基金運用の概要

1. 長崎県の離島医療を担う人材育成基金

この基金は、離島医療に従事する人材の確保・育成事業等による高度・良質な医療の継続的な提供を図るため、平成 25 年 4 月 1 日に設置されたもの

2. 長崎県病院企業団応援寄附基金

この基金は、長崎県病院企業団において、医療に従事する人材の確保・育成や医療機器の整備等を行い、高度・良質な医療の継続的な提供を図るため、平成 31 年 1 月 1 日に設置されたものである。

3 意見

設置目的に沿って適正に執行されているものと認められた。

4 指摘事項等

・特になし